○八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

制定　令和　６年　６月２５日告示第２３５号

（趣旨）

第１条　この要綱は，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５９条第４号の規定による地域子ども・子育て支援事業として，小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に係る支援を行うことに関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　保護者　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の保護者をいう。

⑵　対象施設等　在園する全ての満３歳以上の小学校就学前の幼児を対象として提供している標準的な開所時間が，おおむね，１日４時間以上８時間未満，週５日以上かつ年間３９週以上である施設等（次に掲げるものを除く。）のうち，別表に定める基準を満たすと市長が認めるものをいう。

ア　法第７条第１０項第４号ハに規定する政令で定める施設

イ　法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設

ウ　法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者

エ　法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第３０条の２の子育てのための施設等利用給付を受給している満３歳以上の小学校就学前の幼児の数が，当該施設等を利用する満３歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

⑶　利用料　対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して，対象施設等が保護者から徴収する料金であって，入園料，施設整備費，延長保育若しくは預かり保育の利用料又は実費徴収費（食材費，通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではないものをいう。

⑷　対象幼児　本市に住所を有する満３歳以上の小学校就学前の幼児のうち，

対象施設等をおおむね，１日４時間以上８時間未満，週５日以上かつ年間３９週以上利用し，その利用日の属する月の初日に在籍している者であって，次のいずれにも該当しないものをいう。

ア　法第１１条の子どものための教育・保育給付を受けている者

イ　法第３０条の２の子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ　法第５９条の２第１項の規定による企業主導型保育事業を利用している者

（基準適合審査の申請）

第３条　対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（第１号様式）に関係書類を添えて，市長に申請しなければならない。

（対象施設等の決定等）

第４条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，対象施設等として決定をしたときは八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（第２号様式）により，申請を却下したときは八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査却下通知書（第３号様式）により，申請者に通知するものとする。

（対象施設等の決定の取消し）

第５条　市長は，対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは，対象施設等の決定を取り消すことができる。

（支給対象）

第６条　市長は，対象幼児の保護者に対し，当該保護者が対象施設等に支払う利用料の一部に相当する額を給付金として支給する。

（給付金の額）

第７条　前条の規定により保護者に支給する給付金（以下「給付金」という。）の１月当たりの額は，対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と次条に規定する給付基準額のいずれか少ない額とする。

２　給付金の額は，前項の規定により算出した１月当たりの額に，対象幼児が対象施設等を利用した月数を乗じて得た額とする。

（給付基準額）

第８条　給付基準額は，対象幼児１人当たり，２０，０００円（対象施設等として決定した日の属する年度の前年度から起算して過去３年間の平均月額利用料（その額に１０円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）が２０，０００円を下回る対象施設等を利用する対象幼児については，当該平均月額利用料）とする。

（支給申請等）

第９条　給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（第４号様式）に関係書類を添えて，市長が別に定める日までに，対象施設等を経由して市長に対し申請しなければならない。

２　対象施設等は，市長が別に定める日までに，在籍幼児の名簿を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第１０条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，給付金を支給することを決定したときは八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第５号様式）により，支給しないことを決定したときは八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給却下通知書（第６号様式）により，申請者に通知するものとする。

（支給の方法）

第１１条　給付金は，対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座に，市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第１２条　市長は，対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により，対象幼児の保護者が第１０条の規定による支給の決定を受けたと認めるときは，当該支給決定を取り消すことができる。

２　市長は，前項の規定により支給の決定を取り消したときは，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（第７号様式）により対象幼児の保護者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第１３条　市長は，前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において，当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは，対象幼児の保護者に対し，当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第１４条　対象施設等は，その提供する集団活動等に係る帳簿及び関係書類を整備し，その完結の日が属する年度の翌年度における４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第１５条　市長は，給付金の支給に関し必要があると認めるときは，給付金の支給の決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め，又は調査することができる。

（指導，監査等）

第１６条　市長は，対象施設等に基準を遵守させるとともに，適正な給付金の支給を実施する観点から，特に必要と認める場合は，個別に指導し，若しくは施設等の監査を行い，又は集団指導（市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて，講習等の方法により指導を行うことをいう。）を行うことができる。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公示の日から施行し，令和６年４月１日から適用する。

別表（第２条第２号）

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">対象施設等の決定基準の内容</th></tr>
<tr><td>１．集団活動に従事する者の数</td><td colspan="2">集団活動に従事する者の数は，満３歳以上満４歳未満の幼児おおむね２０人につき１人以上とし，満４歳以上の幼児おおむね３０人につき１人以上とする。ただし，常時２人を下回ってはならない。</td></tr>
<tr><td>２．集団活動に従事する者の資格</td><td colspan="2">集団活動に従事する者のおおむね３分の１以上は，幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者，保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（１日に保育する幼児の数が５人以下の施設等にあっては，都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を含む。）であること。</td></tr>
<tr><td>３．設備（設備を有する場合に限る。）</td><td colspan="2">⑴　集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか，調理室（給食を提供する場合に限る。）（自らの施設等で調理を行わない場合には，必要な調理機能及び保存機能を有する設備を含む。）及び便所（手洗い設備を含む。）があること。
⑵　集団活動室の面積は，おおむね幼児１人当たり１．６５平方メートル以上であること。
⑶　必要な遊具，保育用品等を備えること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４．非常災害に対する措置</td><td>建物がある場合</td><td>⑴　消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
⑵　非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する定期的な訓練を実施すること。
⑶　集団活動室を２階に置く場合は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２の耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第９号の３の準耐火建築物とし，３階以上に置く場合は耐火建築物とすること。</td></tr>
<tr><td>建物がない場合</td><td>集団活動の実態に応じて，一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</td></tr>
<tr><td>５．集団活動の内容</td><td colspan="2">⑴　幼児一人一人の心身の発育及び発達状況を把握し，活動内容を工夫すること。
⑵　各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し，実施していること。</td></tr>
<tr><td>６．給食（給食を実施している場合に限る。）</td><td colspan="2">幼児の年齢，発達，健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし，あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</td></tr>
</table>

７．健康管理及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて，日々の幼児の健康を管理するとともに，幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全管理を行うこと。
８．利用者への情報提供	活動内容について，利用者に対し書面の交付等を通じて，説明及び情報提供を行うこと。
９．職員及び幼児の帳簿整備	職員及び利用する幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
１０．会計処理	⑴　財政及び経営の状況について，真実の内容を表示すること。 ⑵　全ての取引について，正確な会計帳簿等を作成すること。 ⑶　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 ⑷　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については，毎会計年度継続して適用し，みだりにこれを変更しないこと。

第１号様式（第３条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

年　月　日

（宛先）　八千代市長

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第３条の規定により，対象施設等の基準適合審査を受けたいので，以下のとおり関係書類を添えて申請します。

１　設置者・施設等に関する事項

設置主体	□法人 □ 国立大学法人 □ 公立大学法人 □ 学校法人 □ 株式会社 □ 社会福祉法人 □ 特定非営利活動法人 □ その他法人 □ 法人以外 □ 個人　□ 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 電話番号：　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：
代表者名	氏名：　　　　　　　職名：
施設等の種類	□ 児童福祉法第５９条の２第１項の規定による届出対象施設 （うち，認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 □有　□無） （うち，企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無 □有　□無） □ 上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 電話番号：　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：
施設等の管理者名	氏名：　　　　　　　職名：
事業開始年月日	年　　月　　日

２　運営に関する事項

⑴　開園・開校曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入すること。）

□日曜日　□月曜日　□火曜日　□水曜日　□木曜日　□金曜日　□土曜日

※　満３歳以上の小学校就学前の幼児全てを対象として提供している標準的な保育の実態を記載すること。⑵及び⑶において同じ。

⑵　開園・開校期間　＿＿＿＿週／年間

⑶　開園・開校時間　※２４時間表示で記入すること。

曜日	開始時間～終了時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

⑷　利用定員及び現員（　　　　年５月１日時点）　（※１）

区　　分		３歳児（※３）	４歳児	５歳児	６歳児	合計	無償化対象幼児の割合 (B)/(A)（※５）
定員（※２）		人	人	人	人	人	
現員	市内在住	人	人	人	人	人	
	市外在住	人	人	人	人	人	
現員　計(A)		人	人	人	人	人	
現員のうち無償化対象幼児	市内在住	人	人	人	人	人	
	市外在住	人	人	人	人	人	
無償化対象幼児　計(B)（※４）		人	人	人	人	人	

※１　原則として申請年度の前年度の５月１日時点の員数とすること。３歳以上の現員（おおむね，１日４時間以上８時間未満，週５日以上かつ年間３９週以上利用する幼児に限る。）については，内訳書を提出すること。
※２　定員について特に定めが無い場合は，施設，設備及び職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を算定し，記入すること。
※３　満３歳児の定員数及び現員数は，「３歳児」欄に記入すること。
※４　３歳以上の現員のうち，子育てのための施設等利用給付を受給している子どもの人数を記入すること。
※５　本欄の数値がおおむね５０パーセントを上回る施設等は，対象施設等とはならないことに留意すること。

⑸　利用料等　※申請年度及び申請年度の前年度から起算して過去３年間のものを記載すること。

区　　分		利用料（第２条第３号に定めるものに限る。）			
		利用料	月額	半期	その他
３歳児クラス	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
４歳児クラス	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
５歳児クラス	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料以外の料金（申請年度の年額）		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	（　　　）

⑹　職員配置（　　　年５月１日時点）

①園長・施設長　　□常勤　　□非常勤　　＿＿＿人

＿＿＿人　常勤換算人数（※）

※１日の勤務時間を８で除した常勤換算後の人数を記入すること。②において同じ。

［集団活動への従事］　□従事する（「資格等」欄にも記入すること。）　□従事しない
［資格等］　□幼稚園教諭免許　□保育士　□看護師　□准看護師
□基準で定める研修修了者　□その他（　　　　　　　　）

②集団活動従事者　　常勤　　　人　　非常勤　　　人　　総数　　　人
常勤換算人数　　　　　人

［資格等別の内訳］

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員　常勤　　　人　非常勤　　　人　総数　　　人

［資格等別の内訳］

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他（　　　　　　　　　　）			
その他（　　　　　　　　　　）			
合計			

⑺　施設・設備の現況

居室等の設置状況	室名	保育室・遊戯室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器　個	室	室 ㎡
屋外遊戯場（園庭）	□有（　　　㎡）□無（付近に代替可能な場所：□有　□無）					
建物の構造	□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造　□れん瓦造　□木造 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）					

⑻　非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有（消防計画：　年　月　日届出，その他の計画（内規等））		無
防災(避難・消火等)訓練	実施（実施回数　　回／年）		未実施
保育室が２階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
保育室が３階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物がない場合の非常災害に対する対策	有　※具体的な対策内容を記載すること。		無

⑼　健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施　※実施内容を簡潔に記載すること。 （　　　　　　　　　　　　　　　　）		未実施
健康診断（幼児）	実施（　回／年） ※他機関で実施したもの，診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断（職員）	実施（　回／年） ※他機関で実施したもの，診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有　※主な医薬品等の種類を記載すること。 （　　　　　　　　　　　　　　　　）		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険加入　加入／未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険 ・その他（　　　　　　　　　　）	
	補償の内容		

（添付書類）

□有資格者等について，その資格等が確認できる免許状，登録証の写し等
□保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
□施設の平面図（消火器は○印，消火栓は「栓」の字，非常口は「非」を平面図上に記入すること。）
□利用案内，パンフレットの類（利用料の分かるものは当該年度分とは別に過去３年分が必要。）
□年間の活動計画，幼児の健康管理，安全管理等が分かる書類
□保険会社との契約書の写し
□認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
□現員の内訳書

第２号様式（第４条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

様

八千代市長　　　　　　印

年　月　日付けで申請がありました八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について，次のとおり対象施設等として決定しましたので，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第４条の規定により通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の基準額	月額　　　　　円／幼児１人
備考	

第３号様式（第４条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査却下通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

八千代市長　　　　　印

年　月　日付けで申請がありました八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について，次の理由により却下しましたので，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第４条の規定により通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

第４号様式（第９条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

年　　月　　日

（宛先）　八千代市長

【申請に当たって同意していただく事項】
１．給付金の支給決定に当たって必要な範囲内で，申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類，徴収金台帳等を八千代市が閲覧及び調査すること。
２．申請内容及び同意して得た情報を給付金受給資格審査，給付金額の算定その他の附帯業務のために八千代市が利用すること。
３．要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し，次のとおり給付金の支給を申請します。

①申請者

フリガナ		申請幼児との続柄	
氏名		現住所	〒
電話番号			

②申請幼児

フリガナ		現住所	□申請者（保護者）の住所に同じ
氏名			〒
生年月日	年　月　日		

③利用施設等

施設・事業名		利用料※１	□年額　円 □月額　円 □日額　円
所在地	〒		

※１　利用料の設定が選択肢のいずれにも該当しない場合（四半期，前期，後期等）は，当該利用料を当該期間分の月数で除して，当該利用料の月額相当分を算定し（１０円未満の端数を切り捨てる。），月額として記載してください。

④支給申請額

利用年月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※２	月額基準額(b)	請求額※３	支給申請額
年　月				
年　月				
年　月				円

※２　上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収書等）を添付してください。
※３　(a)と(b)のいずれか少ない額を記載してください。

⑤給付金の振込先※４

金融機関名	銀行コード	支店名	支店コード	預金種別
				普通・当座
口座名義（カタカナ）			口座番号	

※４　申請者と口座名義人が異なる場合は，委任状を添付してください。

第５号様式（第１０条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

八千代市長　　　　　印

年　月　日付けで申請がありました八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について，次のとおり決定しましたので，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１０条の規定により通知します。

申請者（保護者）の氏名			
申請者（保護者）の住所			
申請幼児の氏名及び生年月日	年　月　日生		
支給額	円	支給対象月	
備考			

第６号様式（第１０条）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給却下通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

様

八千代市長　　　　　印

　　年　月　日付けで申請がありました八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について，次の理由により却下しましたので，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１０条の規定により通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年　　月　　日生
却下年月日	年　　月　　日
却下の理由	
備考	

第７号様式（第１２条第２項）

八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

様

八千代市長　　　　　印

年　月　日付けで決定した八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について，次の理由により取り消しましたので，八千代市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第１２条第２項の規定により通知します。

申請者（保護者）の氏名	
設置者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年　　月　　日生
取消年月日	年　　月　　日
取消しの理由	
備考	